

議案第 8 号

行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第3 社会福祉業務手当の項中「子ども支援室」を「子どもの発達相談室」に改める。

(野田市行政組織条例の一部改正)

第2条 野田市行政組織条例(昭和45年野田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第9号及び第10号を次のように改める。

(9) 福祉部

(10) 健康子ども部

第2条各号列記以外の部分中「部の」の次に「主な」を加え、同条第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第3号ア中「法規」の次に「、広聴、市民相談」を加え、同号中カをクとし、ウからオまでをオからキまでとし、オの前に次のように加える。

エ 行政改革に関すること。

第2条第3号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 情報公開及び個人情報の保護に関すること。

第2条第4号イ中「国民健康保険」の次に「、後期高齢者医療」を加え、同条第5号ア中「、観光」を削り、同号キを削り、同条第9号アからウまで以外の部分中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、同号ウ中「保健、医療及び衛生」を「人権及び男女共同参画」に改め、同条第10号ア及びイ以外の部分中「児童家庭部」を「健康子ども部」に改め、同号イ中「人権及び男女共同参画」を「保健、医療及び衛生」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(臨時の室等)

第3条 市長は、その権限に属する臨時又は特別の事務を分掌させる必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、臨時の室等を設けることができる。

附則に次の1項を加える。

(PR推進室)

3 当分の間、第3条の規定によりPR推進室を設置し、広報、観光及び魅力発信に関する事務を分掌させるものとする。

(野田市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正)

第3条 野田市老人ホーム入所判定委員会条例(平成16年野田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。

(野田市教育支援委員会条例の一部改正)

第4条 野田市教育支援委員会条例(平成16年野田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「保健福祉部」を「健康子ども部」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

行政組織の見直しに伴い、組織の改編を行うため、関係条例の規定を整備しようとするものである。

参考資料

行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)(第1条関係)

改正案			現行		
別表第3(第12条) 特殊勤務手当表			別表第3(第12条) 特殊勤務手当表		
種類	支給要件	手当の額	種類	支給要件	手当の額
(略)			(略)		
社会福祉業務 手当	(略) 地域包括支援 センター又は 子どもの発達 相談室に勤務 する職員のうち 現業に相当する 業務に従事した 職員で規則で 定めるもの	月額 4,000円	社会福祉業務 手当	(略) 地域包括支援 センター又は 子ども支援室 に勤務する職員 のうち現業に 相当する業務に 従事した職員で 規則で定めるもの	月額 4,000円
(略)			(略)		

○ 野田市行政組織条例(昭和45年野田市条例第26号)(第2条関係)

改正案	現行
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる室及び部を設置する。 (1)～(8) (略) <u>(9) 福祉部</u> <u>(10) 健康子ども部</u>	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる室及び部を設置する。 (1)～(8) (略) <u>(9) 保健福祉部</u> <u>(10) 児童家庭部</u>
2 (略) (事務分掌) 第2条 前条第1項に規定する室及び部の主な事務分掌は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 企画財政部 ア (略) (削る。)	2 (略) (事務分掌) 第2条 前条第1項に規定する室及び部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 企画財政部 ア (略) <u>イ 広報広聴及び市民相談に関すること。</u> <u>ウ・エ (略)</u>
(3) 総務部 ア 議会、文書、法規、 <u>広聴、市民相談、市史編さん及び工事の検査に関すること。</u> <u>イ 情報公開及び個人情報の保護に関する</u>	(3) 総務部 ア 議会、文書、法規、市史編さん及び工事の検査に関すること。

<p>ること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>行政改革に関すること。</u></p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(4) 市民生活部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(5) 自然経済推進部</p> <p>ア <u>商工業及び労働に関すること。</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>福祉部</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>人権及び男女共同参画に関すること。</u></p> <p>(10) <u>健康子ども部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>保健、医療及び衛生に関すること。</u></p> <p>(臨時の室等)</p> <p><u>第3条 市長は、その権限に属する臨時又は特別の事務を分掌させる必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、臨時の室等を設けることができる。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(PR 推進室)</p> <p><u>3 当分の間、第3条の規定によりPR推進室を設置し、広報、観光及び魅力発信に関する事務を分掌させるものとする。</u></p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(4) 市民生活部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>国民健康保険及び国民年金に関すること。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(5) 自然経済推進部</p> <p>ア <u>商工業、観光及び労働に関すること。</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>キ <u>魅力発信に関すること。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>保健福祉部</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>保健、医療及び衛生に関すること。</u></p> <p>(10) <u>児童家庭部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>人権及び男女共同参画に関すること。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>附 則</p>
---	---

○ 野田市老人ホーム入所判定委員会条例 (平成16年野田市条例第24号) (第3条関係)

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>福祉部</u>の職員</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保健福祉部</u>の職員</p>

○ 野田市教育支援委員会条例 (平成16年野田市条例第27号) (第4条関係)

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>

第3条 (略)

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1)～(4) (略)

(5) 健康子ども部の職員

(6)・(7) (略)

第3条 (略)

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1)～(4) (略)

(5) 保健福祉部の職員

(6)・(7) (略)